

平成23年度 京都府入札制度等評価検討委員会（第2回） 議事概要

開催日時及び場所	平成23年11月4日（金） 午前10時～午後0時10分 京都平安ホテル 朱雀	
出席委員氏名（職業）	委員長 <small>くすのき</small> 楠 <small>しげき</small> 茂樹（上智大学法学部准教授） 委員 <small>あおき</small> 青木 <small>なえこ</small> 苗子（弁護士） 委員 <small>おきた</small> 沖田 <small>やすひこ</small> 康彦（京都府商工会連合会会長） 委員 <small>かわかつ</small> 川勝 <small>たけし</small> 健志（京都府立大学公共政策学部准教授） 委員 <small>せきね</small> 関根 <small>えいじ</small> 英爾（ジャーナリスト（元京都新聞論説委員））	
議 事 概 要	1 開会 [<small>にしかわ</small> あいさつ（西川総務部副部長）] 2 議事 （1）現状と課題及び改善の方向性 （2）入札制度の改善方策について ア 最低制限価格制度等の見直し イ 元請下請関係適正化の取組 ウ 総合評価競争入札の拡充 ・ ア、ウについては、それぞれの議論を踏まえ、次回委員会において提示する委員長案に基づき議論し、委員会としての意見を取りまとめることとなった。 なお、各委員長案の取りまとめに当たっては、受注者である企業の意見を聴くためにヒアリングを実施することとなった。 ・ イについては、第1回委員会において実施すべきと方向性を確認しているため、内容の確認のみ行った。	
委員からの意見・質問とそれに対する回答等	意見・質問	回 答 等
	別紙のとおり	別紙のとおり

別 紙

(1) 現状と課題及び改善の方向性

意見・質問	回 答 等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約の課題は、今回は議論の対象とならないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本委員会の所管は府の入札制度であるため、入札制度について御議論をお願いします。

(2) ア 最低制限価格制度等の見直し

意見・質問	回 答 等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 低入札価格調査制度の場合、入札が調査基準価格と特別重点調査価格付近に集中する傾向があるが、これらの価格は、事前公表されている予定価格から類推できるものか。 ・ 調査基準価格等付近入札が集中することは、単に価格が類推できるから集中するだけのことで必ずしもダンピングとは言えないのではないか。 ・ 低入札価格調査制度における調査を実施する場合、発注者としてどの程度の負担がかかるのか。 ・ 制度を検討する場合は、受発注者双方に生じるコストも考慮する必要があるのではないか。 ・ 特別重点調査ではどのような調査を行うのか。 ・ 低入札価格調査制度適用の件数はどのくらいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格をもとに積算額が類推できるため、そこから調査基準価格や特別重点調査価格も類推できるものと考えています。 ・ スケールメリットの小さい現場施工の工事では、利益が出しにくい構造となっているため、安値で受注した上で下請への発注金額を削ることにより元請が利益を出そうとする傾向があると考えています。また、固定費として抱える人件費の存在があるため、採算を度外視しても受注しようとする傾向があるのではないかと考えています。 本府の落札率は平成21年度時点で82.4%であり、89.4%の全国平均と比べると低い状況にあり、ダンピングにつながる厳しい状況にあると認識しています。 ・ 提出された14項目の書類を全て確認しているため、契約審査会の開催まで半月から3週間程度、技術職員1名が掛かりきりとなり、相当なコストが掛かっている状態です。 ・ 特別重点調査価格を下回れば、通常の低入札価格調査時の倍の28項目の書類を提出いただき、特別重点調査を実施することになります。他府県では、下回れば自動的に失格となる失格基準を設けているところもあります。 ・ 平成22年度の全入札1,538件中、低入札価格調査実施案件は39件、うち低価入札者が契約に至ったもの33件、残りの6件は資料を提出できず契約に至らなかったものです。なお、特別重点調査制度の対象となったものは23件です。

<p>・契約に至らなかった6件のうち、指名停止とされた企業は何者か。また指名停止の期間はどの程度か。</p> <p>・低入札価格制度適用の実績を、適用対象の線引きを検討する際の分析用データとして利用できるのではないか。</p> <p>・元データとなる低入札価格制度の適用件数は少ないが、その分、丁寧な調査が可能になる。今後、施策実施に当たり、府民に対して合理的な説明を行うためにも、きめ細かな調査を積み重ねてもらいたい。</p> <p>(委員長意見)</p> <p>・本日得られた委員の意見を基に、全国一律の基準ではなく、府の地域性を考慮した合理的な制度設計を行いたい。</p>	<p>・指名停止とされた者は1者です。口頭注意、文書注意、指名停止の順に措置がとられます。指名停止期間は2箇月です。</p> <p>・工事内容や下請業者は個々の工事ごとに異なり、一般論としてデータ化しても、その価格で工事を出来ると言っている企業に対してそれを否定する根拠にはならないのではないかと考えています。</p>
---	---

(2) イ 元請下請関係適正化の取組

意見・質問	回答等
<p>・落札率が下がる中で元請下請関係にまで府に口を出されると、受注者として更に経営の自由度が狭まり、利益も出しにくくなる。府が元請下請関係にまで踏み込むのは違和感があるがどうか。</p> <p>・建設業法では、どのような内容で、何次下請まで、取り組みの対象としているのか。</p>	<p>・建設業法で、元請下請の関係についても一定規定されており、元請下請関係適正化指針においては、発注者の責務として、それらの法令が目指しているものを契約関係の中で実現していきたいと考えています。</p> <p>・全ての元請下請の関係を対象としています。実施不可能なことを定めても意味がないと考えており、詳細については業界と調整中です。</p>

(2) ウ 総合評価競争入札の拡充

○ 予定価格の事後公表に係るコンプライアンス対策

意見・質問	回答等
<p>・事後公表を総合評価競争入札の一部で実施することのだが、具体的にはどの工事で行うのか。</p> <p>・事後公表を行うことでくじの発生は減少するのか。</p> <p>・事後公表により情報漏洩の危険性が高まると考えられる。指名停止期間を延ばすなど、ペナルティの強化を行う必要があるのではないか。</p> <p>(委員長意見)</p> <p>・過去の事件の教訓から「事前公表」とした経緯を踏まえ、情報管理を徹底しコンプライアンス対策を十分に講じる必要がある。</p>	<p>・予定価格が概ね4,500万円以上の工事が対象である技術重視型の一部において実施する予定です。これら大型工事の対象となる比較的大規模な企業が、大型工事をマネジメントする能力を競争入札に活かすことができる環境を整えるため、PDCAサイクルの中で試行していきたいと考えています。</p> <p>・事後公表にすると、予定価格から最低制限価格等を逆算できないので、積算額にバラツキが生じ、くじの発生が減ることが考えられます。</p> <p>・指名停止期間を延ばす方向で検討していきたいと考えています。</p>

○ 地域維持に貢献する企業が優先される発注方式

意見・質問	回答等
<p>・現在は複数の土木事務所をまとめたブロック単位で発注を行っているが、等級によっては土木事務所単位で30社を超えるところもあり、その場合は、土木事務所単位で発注を行うべきではないか。</p> <p>・当初はどの範囲で実施するのか。</p> <p>・入札制度改革は本来、地域産業政策の一環として行うべきであり、地域</p>	<p>・地域の事情だけではなく、府全体の施策として競争性や透明性も含めた総合的な観点で制度を設計していきたいと考えています。</p> <p>従前は、土木事務所単位で必要な企業数が確保できないことから広域化してきましたが、今後は、競争性も確保しながら、広域化せずに対応していくことも検討していきたいと考えています。</p> <p>・地域貢献を重視する事業の趣旨に基づき、生活との密接度が高く、工事規模が小さい地域維持に必要な事業を中心に実施していきたいと考えています。</p> <p>・地域建設業の厳しい状況も踏まえ、地域の活性化に向け、出来ることから実施していきたいと考えています。</p>

貢献を評価項目とするのであれば、地域産業政策全体の視点からの再検討が必要であると考えられる。個々の改善案の方向性は良いが、入札制度の全体像を明確にし、その理想像に個々のベクトルが収束する形にすることが必要ではないか。

・最低制限価格等を引き上げることにより、疲弊した建設業界に潤いを与え、事業税等の納付により還元させていく視点も必要ではないか。

(委員長意見)

・地域産業政策全体の観点も必要であるが、PDCAサイクルの一環として、少しでも前向きに捉え、実施していく必要があるのではないか。

□委員会全体意見とりまとめ

- 各改善案について、それぞれの議論を踏まえ、次回委員会において提示する委員長案に基づき議論し、委員会としての意見を取りまとめる。
- 各委員長案の取りまとめに当たっては、受注者である企業の意見を聴くためにヒアリングを実施する。

